

LIXIL長期保証サービス規定改定のお知らせ

掲載日：2018年3月9日

この度、2018年4月1日付けで、LIXIL長期保証サービス規定を改定します。改定のポイントおよび条文については以下をご覧ください。

改定のポイント

- 重複箇所や表現を見直し、わかりやすく改定します。

新旧対比表

改定部分	改定前（2016年4月1日付）	改定後（2018年4月1日付）
【1】 LIXIL長期保証サービス	LIXIL長期保証サービス（以下、「本サービス」といいます）は、お客さまがご購入いただいた当社の商品について、当社が別途定める料金（加入登録費を含む）をお支払いいただき、かつ本サービスに加入登録いただいたお客さまに対し、原則として、当社が設定する各保証商品にかかる固有のメーカー商品保証（以下、「通常保証」といいます）と同内容の保証サービス及び別途定めるこれに付随するサービス（以下、「付随サービス」といいます）を、所定の期間（5年または10年）まで延長して、無料で提供するものです。	LIXIL長期保証サービス（以下、「本サービス」といいます）は、当社商品をご購入いただいたお客さまが、当社が別途定める料金（加入登録費を含む）を支払い、加入登録いただくことを条件に、当社が設定するメーカー商品保証（以下、「通常保証」といいます）と同内容の保証サービス及び別途定めるこれに付随するサービス（以下、「付随サービス」といいます）を、所定の期間（5年または10年）まで延長して、無料で提供するものです。
【4】 本サービスの内容	(1) 本サービスの内容については、通常保証（※）の内容と同様とします。そのため、本サービスの保証免責事項も通常保証に準じます。 ※当社が、各商品をご購入いただいたお客さまに対し提供している、いわゆる「メーカー保証」である無料商品保証のことをいいます。 (2) 付随サービスとして、以下の①～③を適用します。	(1)本サービスの基本内容については、通常保証と同様とします。そのため、本サービスの保証免責事項も通常保証に準じます。 (2)前項に加え、付随サービスとして、以下の①～③を適用します。 (略)

LIXIL長期保証サービス規定

【1】LIXIL 長期保証サービス

LIXIL 長期保証サービス(以下、「本サービス」といいます)は、当社商品をご購入いただいたお客さまが、当社が別途定める料金(加入登録費を含む)を支払い、加入登録いただくことを条件に、当社が設定するメーカー商品保証(以下、「通常保証」といいます)と同内容の保証サービス及び別途定めるこれに付随するサービス(以下、「付随サービス」といいます)を、所定の期間(5年または10年)まで延長して、無料で提供するものです。

【2】LIXIL 長期保証サービスの対象商品

本サービスの対象商品(以下、「保証商品」といいます)は、以下の(1)～(4)の全ての条件を満たすものとします。

- (1)別途定める当社製の商品(※)及び当該商品に付随する当社が指定する他社製の機器とします。
- (2)新品で購入された商品を対象とし、中古品は除きます。
- (3)商品の本体部分を対象とし、給排水配管類等の部材や部品は対象外となります。
- (4)一般家庭において使用される場合が対象で、業務用(店舗、事務所、病院等)での使用や車両・船舶へ取付けられたものは除きます。

※展示商品として使用されたものは、対象外となります。また、特注品または特殊な取付工事をされた場合にも、本サービスの対象とならない場合があります。

【3】長期保証サービス期間

- (1)長期保証サービス期間(以下、「サービス期間」といいます)は、当社がお客さまによる申込みの受付手続きをし、当社が本サービス所定の料金(加入登録費を含む)の入金を確認した時点から始まり、引渡日または購入日(※1)を起点とした所定の期間(5年または10年)の末日で終了します(※2)。

※1 引渡日とは、新築工事、改修工事の場合においてお客さまが保証商品の引渡しを受けた日をいいます。購入日とは、お客さまが取付けた場合において保証商品を購入した日をいいます。

※2 サービス期間は、LIXIL長期保証サービス保証書(以下、「長期保証書」といいます)に記載され、当社指定ホームページ上にある、お客さま専用で作成されたページで確認できます。サービス期間内は、長期保証書及び保証商品の引渡日または購入日を証する記録(納品書、売買契約書等)の保管をお願いします。

- (2)サービス期間の更新はできません。

サービス期間満了後、修理が必要な場合は、通常の有料での修理対応で承ります。

【4】本サービスの内容

- (1)本サービスの基本内容については、通常保証と同様とします。そのため、本サービスの保証免責事項も通常保証に準じます。

- (2)前項に加え、付随サービスとして、以下の①～③を適用します。

- ① 保証商品のプランご加入のお客さまに対し、通常保証では免責となる以下の場合も、サービス期間内は、修理の無料対応をします。

経年劣化による不具合のうち、機能に支障をきたすもので、かつ通常お客さまによる交換が困難な専門技能を要するもの。但し、乾電池、電球、浄水器用カートリッジ等の消耗品、または、風呂フタ、グリル皿等の部品は除きます。

- ② シャワートイレ 10年プランご加入のお客さまに対し、サービス期間内に、「おまかせ点検」(※)を無料サービス対応します。

※「おまかせ点検」とは、点検時期お知らせ表示機能(タイムスタンプ)の点滅、点灯をきっかけに、シャワートイレの作動確認や、内部の確認、漏電確認等を行う有料点検です。

- ③ 対象商品(※1)のプランご加入のお客さまに対し、「電動機構部の点検調整サービス」(※2)を無料サービス対応します。

※1 対象商品は、(a)玄関ドア用電気錠、(b)電動シャッター、(c)電動型天窓、(d)開き扉用電気錠とします。

※2 「電動機構部の点検調整サービス」とは、対象商品の電動機構部について、サービス期間開始後1年間、対象商品の点数に関わらず(a)から(d)の商品カテゴリごとに各1回に限り、不具合修理対応時の点検調整費用を無料とするサービスです。

(3) その他の注意事項

- ① 各保証商品の部品の保有期間終了等、やむを得ない理由でサービス対応が出来ない場合があります。
- ② 本サービスは修理対応を基本としますので、保証商品の交換または損害賠償には対応できません。
- ③ 本サービスの提供に際しては、長期保証書及び保証商品の引渡日または購入日を証する記録(納品書、売買契約書等)の提示が必要となります。
- ④ 保証商品の購入後、ご使用開始前に、既に下記事象があった場合は、本サービスの対象ではありません。お買い求めの取扱店にお申し出ください。
 - a) 商品に傷等があった場合
 - b) 商品の建付けや電動機構部等に調整不備があった場合
- ⑤ 本サービスは、保証商品の設置場所が日本国内である場合に限り提供されます。

【5】修理依頼先

- (1) サービス期間内に保証商品に不具合が生じた場合、別途当社が指定する長期保証サービス専用修理受付窓口(以下、「指定修理依頼先」といいます)へ修理をご依頼ください。指定修理依頼先以外の他の業者に修理を依頼された場合は、本サービスの対象にはなりません。

【6】有料でのご提供となる場合

以下に該当するものについては、サービス期間内の不具合によるものであっても、別途有料でのご提供となります。

- (1) 本サービスの免責事項に該当する場合にかかる一切の費用。
- (2) お客さまからお申し出いただいた不具合事象が再現されない場合における出張にかかる費用。

- (3) 修理訪問時に修理をキャンセルされる場合等、お客さまの都合により、修理対応をキャンセルされた場合における出張にかかる費用。
- (4) 高所・難所作業等、特殊な場所のために高所作業車等の機材を使用した場合に要する実費。
- (5) 離島へ出張修理を行う場合の出張に要する実費。
- (6) 保証商品に不具合が発生していない場合における点検にかかる費用(但し、本サービスに含む「おまかせ点検」は除く。)
- (7) 点検の結果により、保証商品に不具合が発生していない場合において予防的に部品交換を行なうための費用。
- (8) 引渡後の商品の建付けや電動機構部等の調整作業にかかる費用(但し、本サービスに含む「電動機構部の点検調整サービス」は除く。)
- (9) サービス期間を 10 年とする本サービスに加入している場合において、当社製の商品に付随する当社が指定する他社製の機器について、引渡日または購入日から 6 年目以降に修理を行うための費用。

【7】長期保証書記載情報の変更

以下の場合には、速やかに当社の登録窓口までご連絡ください。ご連絡がない場合は、本サービスの対象外となることがあります。

- (1) ご登録のお客さま氏名や連絡先電話番号、住所等に変更がある場合。
- (2) 転居先に保証商品を移設される場合。指定修理依頼先が手配した工事業者により移転された場合、または転居先にて指定修理依頼先手配の点検(有料)を受け、保証商品を確認できた場合は保証を継続します。
なお、指定修理依頼先手配の点検(有料)を受けられない場合には、当該保証商品に関して、本サービスは免責となります。
- (3) 保証商品のご使用を中止される場合または、入れ替えの場合。
- (4) 相続または保証商品を取付けた住宅を売却された場合。新しい所有者情報をご連絡ください。残期間をサービス期間とした名義変更を行います。

【8】解約

- (1) お客さまは、当社指定の窓口へご連絡をいただくことによって、本サービスを解約することができます。お客さまの解約のご連絡を当社が受理し、当社における解約手続きが終了後、当社が別途定める方法により計算した保証料金の一部を返金します。なお、返金に伴う振込手数料は、お客さま負担とします。なお、解約の時期等により、返金されない場合もあります。申込後 8 日以内の解約については、振込手数料を除き全額返金します。
- (2) 以下に該当する場合は、当社は、お客さまへのご連絡なしに、本サービスの契約を解除することができるものとします。

本サービスの提供に対し、お客さまが脅迫的な言動、暴力行為、名誉・信用を毀損する行為、偽計または威力による業務妨害行為、及び不当要求行為をしたとき。

【9】規定の変更

- (1) 当社は、本規定を変更する場合があります。その場合、変更後の規定による条件が適用されます。
- (2) 本規定の変更の際は、事前に当社のホームページに変更内容を掲載します。

【10】お客様の個人情報の利用

(1)お客様の個人情報の取り扱いは、当社のプライバシーポリシー(※)に従います。

※詳細は当社のプライバシーポリシーをご参照ください。

【11】その他

(1)本サービス申込時及び上記【7】(長期保証書記載情報の変更)に基づき、お客様より当社に申告いただいた情報と、お客様の正確な情報、保証商品の現状等に差異がある場合には、本サービスの対象とならない場合があります。

(2)本サービスの対応に使用する部品、部材は、保証商品の同一品ではなく、代替品となる場合があります。

例えば、キッチン、洗面化粧台等の扉・引出し等の面材、キッチンパネル、浴室壁パネル等については代替品の提供となります。

(3)本サービスに基づく修理で取り外した部品等の所有権は、当社に帰属します。

2018年4月1日

株式会社LIXIL 長期保証サービス係